

外貨定期預金 契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）

（この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。）

この書面をよくお読みください。

- 外貨定期預金とは、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料 1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1.5 円、1 オーストラリアドルあたり 2 円、1 ニュージーランドドルあたり 2 円がかかります。お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定の TTS レート（預入時）、TTB レート（引出時）をそれぞれ適用します。
したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料 1 米ドルあたり 2 円、1 ユーロあたり 3 円、1 オーストラリアドルあたり 4 円、1 ニュージーランドドルあたり 4 円（TTS レート TTB レートの差額）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

〔商号・住所〕 福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区尾倉 2-8-1

〔商品の概要〕

| | |
|---|---|
| 商品名 | 外貨定期預金（自動継続） |
| 商品概要 | 外貨定期預金とは、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。 |
| 預金保険 | 外貨定期預金は預金保険の対象外です。 |
| 販売対象 | 法人および個人のお客さま |
| 期間 | 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 自動継続方式・元利金継続型 *特にお申し出のない限り、利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金に継続させていただきます。 |
| 預入 (1)預入方法 (2)最低預入額 (3)預入単位 (4)預入通貨 | 一括預入です。 1万通貨以上。 1補助通貨単位まで預入可能。 米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル。 |
| 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻します。 満期時には、「定期預金証書」および「お届け印」をご持参の上ご来店いただきます。 |
| 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 | お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。 金利については窓口にお問い合わせください。 満期日以後に一括してお支払いいたします。 |

| | |
|--------------------------|---|
| (3)計算方法 | 付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。 満期経過後の利息は、解約日または書替継続時の同一の外国通貨の普通預金の利率により計算します。 |
| 税金について | <p>利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます</p> <p>※1 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。</p> <p>※2 税制改正により、法人のお客さまがお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お利息はマル優の対象外です。 ● 為替差益への課税 (法人のお客さま) 総合課税。 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p>くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p> |
| 手数料および適用相場 | お預け入れ・お引き出し方法により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。 |
| 付加できる特約事項 | ございません。 |
| 期日前解約時のお取り扱い | 原則として期日前解約はできません。万が一、当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。ただし、別途解約費用がかかる場合があります。その場合、お客様負担となり元本割れとなるリスクがあります。 |
| お問い合わせ先 | 店頭までにお問い合わせください。 |
| 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体 | ございません。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。</p> |
| その他参考となる事項 | お預け後、満期日の2営業日前までに一度だけ為替予約ができます。 為替予約を締結すると、満期日の受取円貨額が確定します。ただし、一旦為替予約の締結をすると取り消しはできませんので、お客様ご自身の判断でお願いします。 |

〔外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場〕

| | お預け入れ・お引き出し方法 | 手数料および適用相場 |
|-------|----------------------------|--|
| お預け入れ | 円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替 | 円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用。 TTS レートには為替手数料 1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1.5 円、1 オーストラリアドルあたり 2 円、1 ニュージーランドドルあたり 2 円が含まれています。 |
| | 外貨現金でのお預け入れ | 1 米ドルにつき 3 円の手数料がかかります。 （米ドル以外の外貨現金は、お取り扱いしておりません） |
| | ご本人の外貨預金からのお振替 | ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。 |
| お引き出し | 円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替 | 外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用。 TTB レートには、為替手数料 1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1.5 円、1 オーストラリアドルあたり 2 円、1 ニュージーランドドルあたり 2 円が含まれています。 |
| | 外貨現金でのお引き出し | 1 米ドルにつき 3 円の手数料がかかります。 （米ドル以外の外貨現金は、お取り扱いしておりません） |
| | ご本人の外貨預金へのお振替 | ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。 |
| | 外貨でのご送金にご使用 海外の銀行向けのご送金 | ①送金手数料（3,500円）がかかります。 ②外貨受払手数料（ご送金金額の 0.05% / 最低手数料 2,500円）がかかります。 このほかに①、②などに応じて別途、送金手数料などがかかります。 |

- 上記手数料には消費税等はかかりません。

（2019年7月1日現在）